

特記仕様書

(土木工事共通仕様書の適用)

第1条 本業務の施行にあたっては、徳島県県土整備部「徳島県土木工事共通仕様書 平成28年7月」及び「徳島県土木工事共通仕様書（変更・追加事項）」に基づき実施しなければならない。ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合は、この限りでない。

また、「徳島県土木工事共通仕様書」に定めのないもので、機械工事の施工にあつては「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省総合政策局建設施工企画課）、電気通信設備工事にあつては「電気通信設備工事共通仕様書」（国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室）に基づき実施しなければならない。

(土木工事共通仕様書に対する特記及び追加仕様事項)

第2条 「徳島県土木工事共通仕様書 平成28年7月」及び「徳島県土木工事共通仕様書（変更・追加事項）」に対する特記及び追加仕様事項は下記のとおりとする。

(交通安全管理)

1. 受注者は、供用中の道路に係る業務の施行にあたっては、交通安全について、監督員、道路管理者、および所管警察署と打ち合わせを行うとともに、「道路工事の安全施設設置要領（案）」（平成8年3月）等を参考に実施するものとし、より一層の安全対策を講じるものとする。
2. 業務箇所の起終点に設置する標識板については、業務名、実施期間、事業主体名、業務受注者名、連絡先および電話番号等を記入しなければならない。

(安全教育等)

1. 本業務の施工に際し、現場に即した安全訓練等について、業務着手後、原則として作業員全員の参加により一月当たり半日以上の時間を割当て下記の項目から実施内容を選択し安全訓練等を実施するものとする。
 - ①安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
 - ②本業務内容等の周知徹底
 - ③本工事安全施工技術指針等の周知徹底
 - ④本業務による災害対策訓練
 - ⑤本業務現場で予想される事故対策
 - ⑥その他、安全衛生教育として必要な事項
2. 「安全訓練等実施報告書」により、安全・衛生に関する研修訓練等とわかる写真・実施日・参加者（現場責任者含む）等必要事項を記入のうえ提出すること。

(施工管理等)

1. 業務写真は、同一箇所で完成・施行前・施行状況を対比させて添付し、施行区間全体を切れ目なく撮影すること。
2. 草木類の運搬時においては、シート被覆等の処置を適切に施し、草木類の飛散防止を徹底させること。
3. 除草完了時には、監督員の検査を受けること。

(一般廃棄物の搬出)

- 1 草木類の運搬については、元請が行う場合には業許可が不要であるが、下請け（再委託）する場合は下請業者に業許可（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項一般廃棄物の収集運搬業の許可）が必要であるので、下請け時には監督員と協議し承諾を得ること。
- 2 発生する草木類の搬出については、再生利用施設（廃掃法第7条第4項一般廃棄物の処分業の許可）へ搬出し、処分（再生処理）すること。本業務においては、次に掲げる処分場へ搬出することを予定している。

一 草

受入場所：徳島市津田海岸町2-90

- 3 受注者は事前に受入場所と受入条件の協議を行うこと。受入先との協議の結果、他の受入場所へ搬出する必要がある場合は、監督員と協議することとする。
- 4 一般廃棄物許可処分場での処分が完了した時には、処分場が発行する一般廃棄物引受書の写しを監督員に提出しなければならない。
- 5 草木類の取り扱いについては、上記法律等、関係法令を遵守すること。

(散在塵芥の収集)

- 1 施行箇所内の傘、あき缶等の散在塵芥については、適切な分別を行って収集したのち、1ヶ所ないし2ヶ所に集積すること。
- 2 集積場所については、別途、監督員と協議を行い決定するものとする。

(交通誘導警備員)

- 1 交通誘導警備員とは、警備業法（昭和47年法律第117号 一部改正平成16年法律第50号）第4条による認定を受けた警備業者の警備員で、交通誘導業務に従事する者のことであり、本工事においては延べ人数20人（うち検定合格警備員10人）を見込んでいる。
- 2 受注者は、「交通誘導警備員勤務実績調査表」を作成し、勤務実績が確認できる資料（勤務伝票の写し）とともに、一月毎に監督員に1部提出しなければならない

(飛散防止対策)

- 1 飛散の少ないバリカン式又は低速回転二枚刃式の草刈機を使用
- 2 ベニア板、飛散防止用ネット等の防護材を使用
 - ・草刈機の刃先と防護材との間隔を詰め、防護材を草刈機に追従させる。
 - ・歩道の縁石際など、草刈機の刃先と防護材との間隔が詰められない箇所は、幅の広い防護材を使用する。

(作業指揮者の報告)

第1編共通編 1-1-35 工事中の安全確保

1. 受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。

(排出ガス未対策型建設機械の使用)

第1編共通編 1-1-39 環境対策

1. 受注者は、設計金額が2億円未満の工事を施工する場合、排出ガス対策型建設機械を使用できないときは、その内容を記載した「排出ガス対策型建設機械の使用原則化に伴う設計変更調査表」により事前に監督員と協議を行い、排出ガス対策を講じていない建設機械（以下「未対

策建設機械」という。)を使用することができる。

未対策型建設機械を1台でも使用した場合に発注者は、施工機械を機種単位で判断し、当該建設機械の機種についてすべて未対策型建設機械として**設計変更**を行うものとする。

(不正軽油の使用禁止)

第1編共通編 1-1-57 不正軽油の使用禁止

1. 受注者は、ディーゼルエンジン仕様の車両及び建設機械等を使用する場合は、地方税法（昭和25年法律第226号）に違反する軽油等（以下「不正軽油」という。）を燃料として使用してはならない。
2. 受注者は、県の徴税吏員が行う使用燃料の採取調査に協力しなければならない。